

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪教育大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与(期末特別手当)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成21年6月期の特例措置として、期末特別手当を0.15月分暫定的に凍結。平成21年12月から、報酬(基本給)の月額を約0.3%引き下げるとともに、期末特別手当年間支給月数を0.25月分引下げ。
理事	平成21年6月期の特例措置として、期末特別手当を0.15月分暫定的に凍結。平成21年12月から、報酬(基本給)の月額を約0.3%引き下げるとともに、期末特別手当年間支給月数を0.25月分引下げ。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	平成21年6月期の特例措置として、期末特別手当を0.15月分暫定的に凍結。平成21年12月から、報酬(基本給)の月額を約0.3%引き下げるとともに、期末特別手当年間支給月数を0.25月分引下げ。
監事(非常勤)	平成21年12月から、報酬(基本給)の月額を約0.3%引下げ。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	16,975	12,086	4,390	362 (地域手当) 135 (通勤手当)			
A理事	14,754	10,248	3,826	307 (地域手当) 371 (通勤手当)			
B理事	14,498	9,534	3,704	762 (地域手当) 496 (通勤手当)			
C理事	13,685	9,534	3,561	286 (地域手当) 304 (通勤手当)			
D理事	11,908	7,952	3,134	743 (地域手当) 78 (通勤手当)			◇
A監事	12,739	8,852	3,396	265 (地域手当) 224 (通勤手当)			
B監事(非常勤)	808	789		19 (交通費)			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるため退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教員については「教員人事の基本方針」及び「教員配置の年次計画」を、事務職員については「事務職員配置の年次計画」を策定し、これに基づき中長期の教職員の人事管理を行う。教職員の配置に必要な中長期の予算計画は、人件費総額の適切な管理の観点から経営協議会で審議し役員会で決定する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織の目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、大学教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、平成22年度より給与等に反映させることにしている。附属教員及び事務系職員については自己点検・評価のシステムを実施し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級の1級上位に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

平成21年4月から

- (1) 教員免許状更新講習の実施に伴い、教員免許状更新講習の講師に対して、3,000円/時の特別職務手当、学外者にあつては6,000円/時の教員免許状更新講習手当を措置することとした。

平成21年6月から

- (1) 平成21年6月期の期末・勤勉手当等に関する特例措置。
教職員の期末・勤勉手当を0.20月分暫定的に凍結。
再雇用職員(非常勤除く)の期末・勤勉手当を0.10月分暫定的に凍結。

平成21年12月から

- (1) 基本給月額等を平均0.2%引下げ。
(初任給を中心とした若年層を除く。役員・管理職層は平均0.3%の引下げ。)
- (2) 自宅に係る住居手当2,500円/月の廃止。
- (3) 期末・勤勉手当(賞与)の支給月数引下げ。
教職員の期末・勤勉手当年間支給月数を0.35月分引下げ。
再雇用職員(非常勤除く)の期末・勤勉手当年間支給月数を0.15月分引下げ。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	568	46.9	7,854	5,795	194	2,059
事務・技術	111	43.0	5,783	4,310	164	1,473
教育職種 (大学教員)	249	51.5	9,176	6,688	249	2,488
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	107	47.0	8,007	5,979	168	2,028
教育職種(附属義務 教育学校教員)	95	39.2	6,749	5,064	117	1,685
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	3	52.5	5,870	4,358	195	1,512
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

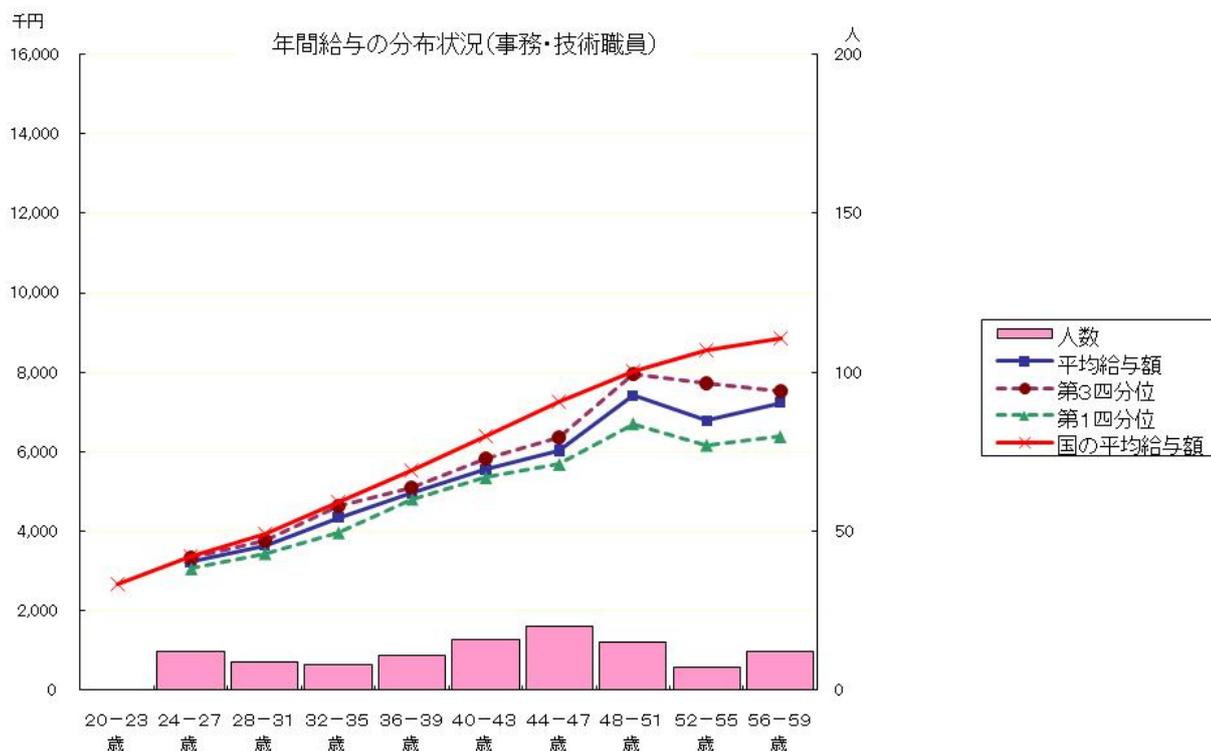
注2:常勤職員の「技能・労務職種」、「教育職種(外国人教師等)」及び再任用職員の「教育職種(附属高校教員)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

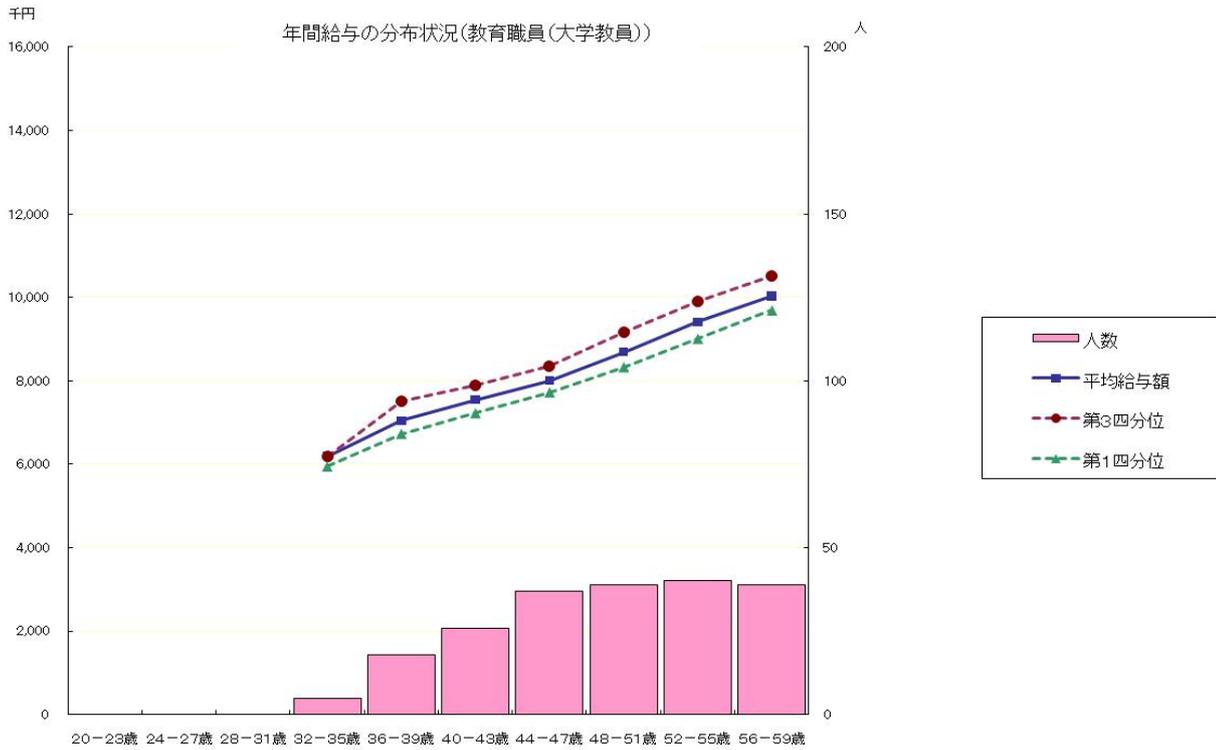


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第3四分位	第1四分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
部長	2	—	—	—	—	—	—
課長	11	53.2	7,787	7,992	7,992	8,175	8,175
課長代理	13	50.0	6,583	6,840	6,840	7,151	7,151
係長	45	45.4	5,352	5,828	5,828	6,120	6,120
主任	10	44.3	4,645	5,420	5,420	6,265	6,265
係員	30	31.4	3,215	3,700	3,700	4,143	4,143

注:「部長」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
教授	144	56.5	9,172	9,823	10,408	
准教授	95	45.1	7,322	7,800	8,187	
講師	9	39.7	6,199	6,715	7,172	
助教	1	—	—	—	—	

注:「助教」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	部長 課長	課長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	111 (%)				1 (0.9%)	6 (5.4%)	8 (7.2%)	20 (18.0%)	45 (40.5%)	18 (16.2%)	13 (11.7%)
年齢(最高～最低)						63 ～ 49	59 ～ 47	59 ～ 45	59 ～ 35	55 ～ 28	29 ～ 24
所定内給与年額(最高～最低)						千円 6,374 ～ 5,905	千円 6,003 ～ 5,362	千円 5,300 ～ 4,606	千円 5,060 ～ 3,387	千円 3,697 ～ 2,479	千円 2,725 ～ 2,248
年間給与額(最高～最低)						千円 8,826 ～ 7,916	千円 7,968 ～ 7,253	千円 7,285 ～ 6,357	千円 6,820 ～ 4,645	千円 4,957 ～ 3,316	千円 3,561 ～ 3,009

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	249 (%)	144 (57.8%)	95 (38.2%)	9 (3.6%)	1 (0.4%)	
年齢(最高～最低)		64 ～ 46	62 ～ 34	50 ～ 32		
所定内給与年額(最高～最低)		千円 9,297 ～ 5,577	千円 6,796 ～ 4,457	千円 5,809 ～ 4,254	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 12,457 ～ 7,667	千円 9,335 ～ 6,168	千円 7,825 ～ 5,743	千円	千円

注:2級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.5 %	65.2 %	64.0 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.5 %	34.8 %	36.0 %
	最高～最低	45.8 }	46.5 }	44.8 }
		32.7	29.9	32.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.6 %	67.7 %	65.8 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.4 %	32.3 %	34.2 %
	最高～最低	41.8 }	37.9 }	38.2 }
		33.0	29.1	30.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.9 %	68.8 %	66.4 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1 %	31.2 %	33.6 %
	最高～最低	39.1 }	34.5 }	34.9 }
		31.9	29.8	30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.7 %	68.0 %	66.0 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.3 %	32.0 %	34.0 %
	最高～最低	39.1 }	34.5 }	35.0 }
		31.1	29.1	30.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

86.9

他の国立大学法人等(事務・技術職員)

100.4

(教育職員(大学教員))

他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

95.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員 86.9	
	参考	地域勘案 91.7
		学歴勘案 86.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65% (国からの財政支出額 7,439百万円、支出予算の総額 11,422百万円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 指数は参考も含めると86.0～91.7ポイントであり、適切である。	
	【累積欠損額について】 非該当 【検証結果】	
講ずる措置	国からの財政支出の状況を踏まえ総人件費を逡減させつつ、人材確保に支障を来さぬよう、今後も引き続き給与水準の現状維持を図りたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,331,993	千円 5,491,703	千円 (%) △ 159,710 (△2.9)	千円 (%) △ 718,598 (△11.9)
退職手当支給額 (B)	千円 667,023	千円 661,935	千円 (%) 5,088 (0.8)	千円 (%) 119,590 (21.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 576,715	千円 507,868	千円 (%) 68,847 (13.6)	千円 (%) 148,096 (34.6)
福利厚生費 (D)	千円 673,924	千円 699,017	千円 (%) △ 25,093 (△3.6)	千円 (%) △ 104,530 (△13.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,249,655	千円 7,360,523	千円 (%) △ 110,868 (△1.5)	千円 (%) △ 555,442 (△7.1)

注: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与、報酬等支給総額については、常勤職員の採用を計画的に抑制し人員削減を進めたことによる職員数の減、再雇用職員の活用及び一人当たりの年間給与額を全体的に抑制したことにより、前年度比△2.9%となった。

最広義人件費については、「給与、報酬等支給総額」が減少したため、共済組合掛金等の福利厚生費も連動して減少し、前年度比△1.5%となった。

② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標のⅢ「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の3「人事の適正化に関する目標」において、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」と明記している。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画のⅡ「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」の「人件費の抑制に関する具体的方策」において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」と目標を設定している。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,160,885	5,733,566	5,629,042	5,491,703	5,331,993
人件費削減率 (%)		△6.9%	△8.6%	△10.9%	△13.5%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.9%	△9.3%	△11.6%	△11.8%

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし